

政令第 号

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第三十六号）の施行に伴い、並びに流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第四条第三項第一号、第二十七条第一項、第二十八条及び第二十九条の規定に基づき、この政令を制定する。

（流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行令の一部改正）

第一条 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行令（平成十七年政令第二百九十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第二条第十一号ホ」を「第二条第十六号ホ」に改め、同条第二項中「第二条第十一号チ」を「第二条第十六号チ」に改める。

第二条中「第四条第三項第三号」を「第四条第三項第一号」に改め、同条第三号中「他の事業者との連

携又は事業の共同化により」を削り、「中小企業共同流通業務総合効率化事業」を「中小企業流通業務総合効率化事業」に改める。

第三条中「第九条第三項」を「第八条第三項」に改める。

第四条中「第十三条第三項」を「第十八条第三項」に改める。

第五条第二項中「第三項及び第五項」を「第四項及び第八項」に、「第二十一条」を「第二十六条」に改め、同項第一号及び同条第三項第三号中「中小企業共同流通業務総合効率化事業」を「中小企業流通業務総合効率化事業」に改める。

第六条中「第三項（）」を「第四項（）」に、「第二十一条」を「第二十六条」に、「中小企業共同流通業務総合効率化事業」を「一の都道府県の区域内のみにおいて実施される中小企業流通業務総合効率化事業」に、「特定流通業務施設の所在地」を「当該区域」に改める。

第七条第一項中「第三項及び第五項」を「第四項及び第八項」に、「第二十一条」を「第二十六条」に、「権限（）」を「権限並びに法第四条第七項（法第五条第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による国土交通大臣の権限（いずれも一の地方運輸局の管轄区域内のみにおいて実施さ

れる流通業務総合効率化事業に係るものに限る、貨物軌道事業に係るもの及び」に、「は、特定流通業務施設の所在地」を「（当該区域内のみにおいて実施される流通業務総合効率化事業に係るものに限る。）は、当該区域」に改め、同条第二項中「第三項及び第五項」を「第四項及び第八項」に、「第二十一条」を「第二十六条」に、「権限（」を「権限並びに法第四条第七項の規定による国土交通大臣の権限（いづれも一の地方整備局又は北海道開発局の管轄区域内のみにおいて実施される流通業務総合効率化事業に係るもののうち）」に、「第四条第六項及び第七項」を「第四条第九項及び第十項」に改め、「並びに第六条第二項」を削り、「は、特定流通業務施設の所在地」を「（当該区域内のみにおいて実施される流通業務総合効率化事業に係るものに限る。）は、当該区域」に改め、同条第三項中「第三項及び第五項」を「第四項及び第八項」に、「第二十一条」を「第二十六条」に、「中小企業共同流通業務総合効率化事業」を「一の経済産業局の管轄区域内のみにおいて実施される流通業務総合効率化事業に係るもの限り、中小企業流通業務総合効率化事業」に、「特定流通業務施設の所在地」を「当該区域」に改め、同条第四項中「第三項及び第五項」を「第四項及び第八項」に、「第二十一条」を「第二十六条」に、「は、特定流通業務施設の所在地」を「（一の地方農政局の管轄区域内のみにおいて実施される流通業務総合効率化事業

に係るものに限る。)は、当該区域」に改める。

(独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令の一部改正)

第二条 独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令(平成十六年政令第百八十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号ハ中「第二条第十一号」を「第二条第十六号」に改め、「他の事業者との連携により」を削る。

(経済産業省組織令の一部改正)

第三条 経済産業省組織令(平成十二年政令第二百五十四号)の一部を次のように改正する。

第六十三号第五号中「他の事業者との連携又は事業の共同化により」を削る。

附 則

この政令は、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成二十八年十月一日)から施行する。

理由

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、総合効率化計画の認定に関する主務大臣の権限の委任の範囲を改める等所要の規定の整備を行う必要があるからである。